

## 【監査委員による審査意見】

「和歌山県監査委員監査基準」に準拠し、地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和7年9月1日

和歌山県監査委員 田嶋 久嗣  
和歌山県監査委員 河野 ゆう  
和歌山県監査委員 吉井 和視  
和歌山県監査委員 北山 慎一

### 1 審査の対象

「令和6年度和歌山県内部統制評価報告書」

### 2 審査の着眼点

監査委員による令和6年度和歌山県内部統制評価報告書の審査は、和歌山県知事が作成した内部統制評価報告書について、和歌山県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

### 3 審査の実施内容

令和6年度和歌山県内部統制評価報告書について、和歌山県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「和歌山県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

### 4 審査の結果

令和6年度和歌山県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

### 5 備考

審査の結果については上記のとおりであるが、生活保護法に基づく事務において、次の不適正な事例が確認された。

生活保護費返還金事務の未処理、生活保護廃止決定等に係る不適切な事務処理、生活保護世帯の訪問調査活動の未実施、生活保護ケース記録の未作成、訪問調査計画・実績表の未作成及び紛失

これらの種々の事例の発生は、職員の事務懈怠と組織としての不十分な管理体制が重なったことに起因するものであり、和歌山県の生活保護行政に対する信用の低下を招きかねないものであった。引き続き、組織として、再発防止策の一層の徹底が望まれる。また、今後も、内部統制制度の適切な運用により、適正な事務執行に努められたい。